

2026年度 DV被害者等同伴児童学習支援事業

企画提案募集要領

下記のとおり企画提案を募集します。

なお、本事業の実施は愛知県議会における本事業に係る予算の成立を条件とします。

記

1 委託事業名

2026年度 DV被害者等同伴児童学習支援事業

2 委託事業の概要

(1) 委託事業の内容

愛知県女性相談支援センターが一時保護または一時保護委託したDV被害者等に同伴する児童（以下「同伴児童」という。）に対し、保護先の施設における学習支援業務を委託する。

(2) 委託の期間

契約締結の日（2026年4月当初を予定）から2027年3月31日まで

(3) 予定数量

年間123日（同伴児童の一時保護等の過去5か年平均日数等から算出。予定数量は変動する可能性がある。）

(4) 契約予定単価

学習支援1時間あたり2,814円を限度とする。

(5) 契約相手方数

1者

3 応募資格

別紙のとおり

4 企画提案の方法

(1) 提出する書類

「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し、提出してください。

なお、提案内容は、1者につき1案とします。

(2) 提出期間

2026年2月20日（金）～2026年3月10日（火）午後5時（必着）

(3) 提出先

愛知県福祉局福祉部地域福祉課 生活困窮者支援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

(4) 提出方法

持参、郵送又は宅配便により、書面により提出するものとします。

郵送又は宅配便による場合は、2026年3月10日（火）午後5時以降に愛知県庁に到達したものは無効とします。無効に関する異議の申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とします。

5 企画提案の選考方法

(1) 選考手順

別に設置する「2026年度DV被害者等同伴児童学習支援事業」企画提案選定委員会において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。審査委員会は非公開とし、

審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととする。

一次審査の選考通過者は3者とし、応募者全員に選考結果を書面で通知する。ただし、応募者が3者以下の場合、一次審査は実施しない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）概要

ア 日程

2026年3月18日（水）午前（予定）

- ・ 日程詳細は、二次審査参加者に通知いたします。
- ・ 1者あたり10分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 場所（予定）

愛知県三の丸庁舎内（名古屋市中区三の丸二丁目6番1号）

ウ 注意事項

- 二次審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。
- プレゼンテーションの資料は、応募時の提出資料のみとする。
- プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。
- 審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。

(3) 選考基準

○提案内容に関する基準

- ・ 業務実施体制
- ・ 学習支援員の知識、経験、資格等
- ・ 学習支援員に対する管理及び教育
- ・ 経費見積

○社会的価値の実現に資する取組に関する基準

①環境に配慮した事業活動

- ・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること
- ・ 自動車エコ事業所の認定を受けていること
- ・ あいち生物多様性企業認証を受けていること

②障害者等への就業支援

- ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加対象とする。）
- ・ 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること
- ・ 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があること

③男女共同参画社会の形成

- ・ 女性の活躍促進宣言を提出していること
- ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること
- ・ えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること

④仕事と生活の調和

- ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること
- ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること
- ・ くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること
- ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること、及び愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施していること

(4) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知します。

6 委託費の対象経費

委託費の対象となる経費は、人件費及び物件費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とします。但し、耐久消費財（パーソナル・コンピュータ及びその周辺機器を含む。）について

は、対象となる経費とは認められません。

7 企画提案書の帰属等

- (1) 提出された企画提案書については、返還しません。
- (2) 採用された企画提案書の著作権については、愛知県に帰属します。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については開示することとします。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で、愛知県が判断します。

8 その他

- (1) 企画提案に係る経費（必要書類の作成及び提出等）は愛知県では負担しませんので、各応募者で負担してください。
- (2) 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和 39 年 3 月 25 日愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」といいます。）第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 とします。
ただし、財務規則第 129 条の 3 各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 代金の支払いは、原則として精算払とします。ただし、応募者が非営利法人の場合については、愛知県との協議により概算払を認めることができるものとします。
- (4) 契約に当たっては、最も優秀であると選定された企画提案を提出された方と、委託事業の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結することとなります。このため、契約金額については、経費見積書に記載した見積金額と同額とならない場合があります。
なお、協議が不調に終わった場合は、次点の方と協議するものとします。
- (5) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続を選択できます。電子契約の詳細については、県のホームページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。
- (6) 業務の実施にあたっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従ってください。

9 問い合わせ先

本委託事業に関する問い合わせは、2026 年 3 月 2 日（月）までにメール又は F A X でお願いします。問い合わせに対する回答は、個別に行います。

メールによる場合は、件名を「問い合わせ（2026 年度 D V 被害者等同伴児童学習支援事業）」としてください。

担 当 愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活困窮者支援グループ（末松）

住 所 〒 4 6 0 - 8 5 0 1

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（愛知県庁西庁舎 3 階）

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 2 7（ダイヤルイン）

F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 4 5

E-mail chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp

（参考：公告用）

応募方法の詳細については、ネットあいち（愛知県公式 W E B サイト）内に公開されていますので、下記のページよりダウンロードしていただきますようお願いいたします。

アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/dv-gakushushien.html>

※ネット環境がなく、紙で打ち出したものが必要な場合は、御足労ですが「9 問い合わせ先」までお越しく下さい。

2026 年度 DV 被害者等 同伴児童学習支援事業 応募資格**1 企画競争の参加には、次の各号のいずれにも該当する者であることを要件とする。**

愛知県内に事業所（支部、支店を含む）を有する団体

2 ただし、1の各号のいずれかに該当する者であっても、次の各号にかかげる要件すべてを満たさない者は、欠格とする。

- (1) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 愛知県指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の提出期間において、「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。